



# 県内企業のみなさまへ 障がい者雇用の

# 雇用を前提としない



## してみませんか！

この事業は、神奈川県が「障がい者雇用開拓・体験実習支援事業」として実施するもので、障がい者雇用の経験がない、もしくは経験の少ない中小の事業主の方に体験実習を通じて、障がい者や障がい者の仕事への取組について理解していただく事業です。

### 体験実習でこんなことがわかります！

- 障がい者の雇用経験がないので、まずは体験から受け入れてみたい
- 障がい者が働くイメージが浮かばない
- 障がい者にやってもらえる仕事はなんだろう
- どのような仕事ができるんだろうか
- いま雇用している障がい者とは異なる障がいについて理解したい
- 仕事の創り出しに困っている など……

### 体験実習に際して

- 事業主には「受入奨励金」が支払われます
- 実習後に採用の必要はありません
- 実習生への賃金支払いは一切不要です
- 傷害・損害保険は県が加入します
- 期間は2日～10日、1日3時間から
- 実習生は就労準備性が整っている方で支援機関のサポートが入ります

### 受入奨励金について

この実習の受入に協力した場合、**1日5千円**の**受入奨励金**が県から支給されます

【例】1日4時間の体験実習を3日間受け入れた場合、

**1日につき5千円×3日間=1万5千円**の受入奨励金を県から支給

### 体験実習推進員について

#### 体験実習の不安や負担を解消！

県障害者雇用促進センターには、体験実習をサポートする専門の「体験実習推進員」が配置されています。推進員が皆さまの職場を訪問して現況やお悩み、希望を伺いながら、効果的な体験実習となるよう、実習の開始前から実施後までご相談に応じます

【ご相談・お問合せ・お申込み先】

神奈川県障害者雇用促進センター 雇用促進課 電話045-633-6110(代表) 内線 2523

〒231-0026 神奈川県横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ5階

ともに歩むナビ [検索](#)

